

一般社団法人日本老年歯科医学会
専門医制度暫定措置
—専門医，指導医，専門医研修機関の認定について—

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本老年歯科医学会（以下、「本会」という）は、本会専門医制度規則第20条に定めた暫定期間（以下、「暫定期間」という）において、本会専門医制度規則暫定措置に基づき専門医，指導医及び専門医研修機関を認定する。

第2章 専門医の認定

第2条 暫定期間における専門医の認定を申請する者は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門の長である者、あるいはそれに準ずる者（准教授，副部長など）で、指定された専門医研修機関及び認定委員会が適当と認めた医療機関において、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に、常勤として従事した期間の合計が10年以上の者
- 2) 本会認定医資格を有する者
- 2 前項第1号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
 - 2) 本会正会員であること
 - 3) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が2編以上あること
 - 4) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療実績が、専門医研修機関として相応であること
- 3 第1項第2号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 日本国の歯科医師免許証を有する者
 - 2) 本会に5年以上の在籍期間があること
 - 3) 本会認定医制度規則第8条に基づく認定医研修歯科診療施設（以下「研修施設」という）及び専門医研修機関において、通算5年以上の研修（認定医研修を含む）を修了した者、あるいは、それに準ずる者

4 第1, 2, 3項の規定にかかわらず, 認定委員会が認める者は, 専門医の認定を申請することができる。

第3条 暫定措置第2条を満たし, 専門医の認定を受けようとする者は, 次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医認定申請書 (暫定様式1)
- 2) 履歴書 (暫定様式2)
- 3) 歯科医師免許証 (写)
- 4) 本会会員証明書 (暫定様式3)
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍 (職) 証明書 (暫定様式4)
- 6) 研修実績報告書 (暫定様式5, 6, 7)
- 7) 診療実績一覧表, 担当症例報告書 (暫定様式8)
- 8) 論文業績目録 (暫定様式9)

第4条 専門医の認定に際しては, 書類審査及び筆記試験を行う。

- 1) 専門医認定試験の評価は, 試験実施委員会が行い, その結果を認定委員会に報告する。
 - 2) 専門医の資格は, 認定委員会がこれを審査及び認定し, 理事会に上程して承認を得るものとする。
- 2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は専門医として本会に登録され, 認定証が交付される。

第3章 指導医の認定

第5条 暫定期間における指導医の認定を申請する者は, 次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 暫定措置第2条第1項第1号に該当する者で, 専門医の認定申請と同時に指導医の認定を申請する者
 - 2) 本会認定医制度指導医資格を有する者
 - 3) 本会認定医資格を有する者
- 2 前項第1号に該当し指導医の認定を申請する者は, 次の各号のすべてに該当していなければならない。
- 1) 現在, 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
 - 2) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
 - 3) 本会正会員であること
 - 4) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が5編以上あること

5) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる
歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

3 第1項第2号に該当し指導医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 専門医資格を有する者及び専門医を申請しようとする者
- 2) 現在、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
- 3) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
- 4) 10年以上高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事していること
- 5) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる
歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

4 第1項第3号に該当し専門医の認定を申請する者は、次の各号のすべてに該当していなければならない。

- 1) 専門医資格を有する者及び専門医を申請しようとする者
- 2) 現在、高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に指導的立場で従事している者
- 3) 本会の専門医の研修指導並びに育成を担当しようとする者
- 4) 本会に10年以上の通算在籍期間があること
- 5) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する論文が5編以上あること
- 6) 10年以上高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療に従事していること
- 7) 現在勤務する医療機関の規模及び過去1年における高齢者に必要とされる
歯科医療に関連する診療実績が専門医研修機関として相応であること

5 第1, 2, 3, 4項の規定にかかわらず、認定委員会が認める者は、指導医の認定を申請することができる。

第6条 暫定措置第5条を満たし、指導医の認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書（暫定様式10）
- 2) 履歴書（暫定様式11）
- 3) 本会専門医認定証又は専門医認定申請書（写）
- 4) 本会会員証明書（暫定様式12）
- 5) 専門医研修機関・その他医療機関在籍（職）証明書（暫定様式13）
- 6) 研修実績報告書（暫定様式14, 15, 16）
- 7) 診療実績一覧（暫定様式17）

8) 論文業績目録（暫定様式18）

第7条 指導医の資格は、認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

2 暫定措置第13条に定める登録料を納付し登録手続きを完了した者は指導医として本会に登録され、認定証が交付される。

第4章 専門医研修機関の認定

第8条 暫定期間における専門医研修機関（専門医研修施設又は専門医関連研修施設）の認定を申請する施設（以下、「申請施設」という）は、次の各号に掲げる資格のいずれかを要する。

- 1) 大学病院等で高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療を担当する診療科又は診療部門、あるいは認定委員会が適当と認めた医療機関であること
- 2) 現在、本会の認定医研修歯科診療施設であること
- 2 前項に該当し、専門医研修施設を申請する施設は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること
 - 3) 専門医資格を有した指導医ないし指導医認定申請者が1名以上常勤していること
 - 4) 研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 5) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 3 第1項に該当し、専門医関連研修施設を申請する施設は、次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 専門医の研修指導及び育成を行う施設であること
 - 2) 高齢者に必要とされる歯科医療に関連する診療が、所定の件数以上行われている施設であること
 - 3) 専門医関連研修施設は、専門医が常勤するか指導医が常勤・非常勤を問わず継続的に在籍していること
 - 4) 専門医研修施設と連携のもとに、研修カリキュラムに則した研修指導体制がとられていること
 - 5) 研修の実施に必要な設備、図書などを有していること
 - 6) 教育行事の開催が恒常的に行われていること
- 4 第1項の規定にかかわらず、本会が認める施設は、専門医研修機関（専門医

研修施設または専門医関連研修施設)の認定を受けることができる。

第9条 申請施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に暫定措置第13条に定める認定審査料を添えて、研修機関認定委員会に提出しなければならない。

- 1) 専門医研修機関認定申請書(暫定様式19)
- 2) 専門医研修機関内容証明書(暫定様式20)
- 3) 指導医あるいは専門医の在籍(職)証明書(暫定様式21)
- 4) 本会指導医認定証または指導医認定申請書あるいは本会専門医認定証または専門医認定申請書(写)
- 5) 教育・研修指導に関する業績目録(最近2年)(暫定様式22)
- 6) 最近1年間の診療実績報告書(暫定様式23)

第10条 専門医研修機関(専門医研修施設又は専門医関連研修施設)の資格は、研修機関認定委員会がこれを審査及び認定し、理事会に上程して承認を得るものとする。

- 2) 所定の登録手続きを完了した申請施設は専門医研修機関として本会に登録され、認定証が交付される。

第5章 補 則

第11条 暫定措置第2条第1項第1号及び第8条第1項第1号を満たす申請施設の代表者に該当する者で、新規に専門医及び指導医の認定を申請し認定を受けた者は、本会認定医資格も同時に有するものとする。なお、専門医及び指導医申請に係る認定審査料及び登録料は別に定める。また、認定医登録に係る登録料については免除するものとする。

- 2) 既に本会の認定医資格を有する者が本会専門医制度の専門医及び指導医の認定を申請する場合は、認定審査料及び登録料を別に定める。また、本会の認定医資格及び指導医資格を有する者が同時に専門医と指導医を申請する場合は、専門医の認定審査料と登録料のみとする。

第12条 本会の研修施設で、引き続き本会の専門医研修機関の認定を受けようとする場合は、当該研修施設を代表する指導医は、専門医研修機関の認定申請の前あるいは同時に、本会専門医制度に基づく専門医及び指導医の認定申請書類を提出した上、暫定措置第4条に定める筆記試験に合格し、所定の登録手続きを完了させなければならない。

第13条 暫定措置第9条及び第11条第1項に定める認定審査料、登録料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料：専門医10,000円、指導医10,000円、専門医研修機関10,000円
- 2) 登録料：専門医30,000円、指導医30,000円

2 暫定措置第11条第2項に定める認定審査料並びに登録料は次のとおりとする。

1) 認定審査料：専門医10,000円、指導医10,000円

2) 登録料： 専門医 10,000円

指導医 10,000円（認定医制度指導医資格を有する者）

30,000円（認定医制度指導医資格のない者）